

重要事項説明書  
(介護保険法)

大泉居宅介護支援事業所

社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

令和8年4月1日改訂版

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和8年(2026年)4月1日現在>

## 1 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等およびサービス提供地域

事業所名	大泉居宅介護支援事業所
所在地	東京都練馬区東大泉二丁目11番21号
事業所番号	1372000412
サービス提供地域	練馬区

### (2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者 (介護支援専門員)	1名		1名
介護支援専門員	3名以上		3名以上

### (3) 営業日および営業時間

営業日 月曜日～土曜日

(ただし、祝日、年末年始を除く)

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

※ 休業日・夜間の緊急連絡先電話番号

03-5387-2791 または 070-6994-8061

## 2 事業団の概要および運営方針

### (1) 事業団の概要

名称 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団  
代表者役職・氏名 理事長 臼井 素子  
本部所在地 東京都練馬区光が丘六丁目4番1号  
電話番号 03-6758-0140

## 運営事業

### 第一種社会福祉事業

- ・ 特別養護老人ホームの経営
- ・ 軽費老人ホームの経営

### 第二種社会福祉事業

- ・ 老人デイサービスセンターの経営
- ・ 老人短期入所事業の経営
- ・ 老人居宅介護等事業の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 移動支援事業の経営
- ・ 老人福祉センターの経営
- ・ 生計困難者に対する相談支援事業

### 公益事業

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 練馬区立敬老館運営業務
- ・ 練馬福祉人材育成・研修センター事業
- ・ 練馬区立区民ホール管理業務
- ・ 地域包括支援センター運営業務
- ・ 介護予防支援事業

## (2) 運営方針

事業団は、お客様に対し、練馬区社会福祉事業団経営理念および介護サービス理念に基づき、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な援助を行うよう努めております。

- ①お客様の心身の状況、その置かれている環境に応じて、そのお客様が可能な限り、その居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の立場に立って援助を行います。
- ②お客様の意思および人格を尊重し、お客様の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整します。
- ③関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (3) 介護支援専門員の研修

#### ①新規採用時研修

当事業団の全体研修のほか、介護支援専門員の実務に係る研修を実施しています。

#### ②現任研修

当事業団の研修計画に基づいて、実施しています。

## 3 サービスについて

### (1) 居宅介護支援の内容

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	課題分析を行った上でお客様のニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成に際し、お客様は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。各サービス利用に関する事業者との調整を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。
ケアマネジメントの公正中立性の確保	当事業所の居宅介護支援における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については、別添のとおりです。
サービス実施状況および課題の把握	介護支援専門員は、特段の事情がない限り、少なくとも1月1回、お客様の居宅に訪問し、サービス内容が適切かどうかの確認をします。
給付管理	介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

### (2) その他の留意事項

- ①お客様が病院等に入院することとなった場合には、病院等と情報共有や連携を図るために、入院先医療機関に対し、事業団の事業所名および担当介護支援専門員名を伝えていただきますようお願いいたします。
- ②事業団は、医療系のサービスの利用を希望するお客様について、お客様の同意を得て主治の医師等の意見を求める際には、当該主治の医師等に居宅サービス計画を交付するものとします。
- ③事業団は、お客様の居宅サービス計画の内容として、統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れた回数の生活援助中心の訪問介護を位置付ける

場合には、担当者を通じて所轄の区市町村にお客様の居宅サービス計画を届け出るものとします。

- ④事業団は、お客様が要介護認定の更新または区分変更の申請を円滑に行えるよう必要な支援を行います。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

事業団との間で契約を締結していただきます。

契約締結時に必要な書類は以下のとおりです。

- ・必ず確認させていただくもの
  - ①介護保険被保険者証
  - ②介護保険負担割合証
- ・お持ちの方のみ確認させていただくもの
  - ①介護保険負担限度額認定証
  - ②生活困窮者に対する利用者負担額軽減確認証
  - ③その他利用者負担額の軽減制度に関する認定証等

### (2) サービスの終了（契約の終了）

#### ①お客様のご都合でサービス利用を中止される場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、書面等でお申し出ください。

#### ②つぎのいずれかに該当した場合は、自動的にサービスの提供を終了いたします。

ア お客様が介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援1、要支援2、非該当（自立）と認定された場合

ウ お客様が介護予防・日常生活支援総合事業の対象者と認定された場合

エ お客様がお亡くなりになった場合もしくは被保険者の資格を喪失した場合

#### ③その他

以下の場合、事業団は書面で通知することにより直ちにサービスの利用を終了させていただく場合があります。

- ・ お客様またはそのご家族が、事業団、職員に対して、暴言、セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）、暴力などの不適切な言動をし、本契約を継続しがたいとき

- ・ お客様またはそのご家族が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、改善の見込みがないとき
- ・ お客様が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスを利用できないことが明らかであるとき
- ・ 事業団が事業所を閉鎖または縮小するとき、事業所における本契約に対応する業務を廃止するとき、または人員不足などやむを得ない理由によりお客様にサービスの提供ができないとき

## 5 料金

サービス利用料については、別表のとおりです。

介護保険適用となる場合は、利用料の自己負担分はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、お客様は事業団に一旦利用料金をお支払いいただき、事業団はお客様にサービス提供証明書を発行します。お客様は、後日、このサービス提供証明書を区市町村の窓口へ提出し、差額の払い戻しを受けることができます。

## 6 緊急時の対応

お客様の健康状態が急変した場合または緊急の場合には、医療機関に連絡する等、必要な措置を講じます。また、お客様があらかじめ届け出た緊急連絡先に連絡します。

お客様には、契約時に緊急連絡先を届け出ていただきます。変更があったときも同様です。

## 7 事故発生時の対応

(1) お客様に対する指定居宅サービス事業者等による各種サービスの提供に際して事故が発生したことを認識した場合は、速やかに、緊急連絡先、練馬区（地域包括支援センター等）に連絡します。

(2) お客様に対するサービスの提供によって、事業団の故意または過失により、お客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、事業団はお客様に対してその損害を賠償します。

## 8 感染症および自然災害対策

事業団では、重大な感染症および自然災害が発生した場合でも、お客様が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画（BCP）を策定しています。また、その年間計画に基づき訓練や研修等を行っています。

## 9 虐待の防止への取り組み

事業団では、お客様の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための指針を整備します。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底します。
- ③虐待の防止のための定期的な研修を実施します。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するために担当者をおきます。

## 10 ハラスメント対策

- (1) 事業団は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) お客様またはそのご家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 11 個人情報保護の取り組み

事業団では、事業団個人情報の保護に関する規程を定め、プライバシーポリシーを策定しています。[\(https://www.nerima-swf.jp/privacy/\)](https://www.nerima-swf.jp/privacy/)

## 12 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびお客様またはそのご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 サービス内容に関する苦情・相談等

事業団のサービスに関する苦情、相談等は、以下の担当者または窓口までお申し出ください。

### (1) サービスに関するご相談、ご要望、苦情等

担当介護支援専門員 電話番号 03-5387-2791

(月曜～土曜 午前8時30分～午後5時15分 ただし祝日、年末年始を除く)

### (2) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談、ご要望、苦情等

#### ○ 大泉居宅介護支援事業所

管理者 角屋 早苗 電話番号 03-5387-2791

#### ○ 居宅介護支援事業課苦情解決責任者

係長 角屋 早苗 電話番号 03-5387-2791

- 練馬区社会福祉事業団 サービス向上担当課  
電話番号 03-6758-0140  
(月曜～金曜 午前9時～午後5時 ただし祝日、年末年始を除く)
  
- 地域包括支援センター  
お客様の住所地を担当する地域包括支援センター  
(月曜～土曜 午前8時30分～午後5時15分 ただし祝日、年末年始を除く)  
※お客様の住所地により、担当する地域包括支援センターが違います。  
詳しくは別紙の地域包括支援センター一覧をご確認ください。
  
- 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局  
電話番号 03-5984-1472  
(月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 ただし祝日、年末年始を除く)
  
- 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口  
電話番号 03-6238-0177 (相談・苦情受付専用)  
(月曜～金曜 午前9時～午後5時 ただし祝日、年末年始を除く)

#### 14 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り ・ <b>無し</b>
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

居宅介護支援のサービス提供にあたり、お客様に本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 住所 東京都練馬区光が丘六丁目4番1号  
名称 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団  
代表者 理事長 臼井素子

(説明者)

住所 東京都練馬区東大泉二丁目11番21号  
名称 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団  
大泉居宅介護支援事業所  
介護支援専門員

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

同意日 令和 年 月 日

お客様 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

代理人 (お客様との関係 \_\_\_\_\_)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書 5 (料金)

(別表)

## 1. 基本料金

居宅介護支援費 (I)	12,380円/月	要介護度1・2
介護支援専門員1人あたりの取扱い件数45件未満	16,085円/月	要介護度3・4・5

## 2. 加算料金

加算の種類		金額	要件等
初回加算		3,420円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合
入院時情報連携加算 (I)		2,850円/月	お客様が入院した日のうちに、医療機関に必要な情報を提供した場合 (1月に1回を限度)
入院時情報連携加算 (II)		2,280円/月	お客様が入院した日の翌日または翌々日に、医療機関に必要な情報を提供した場合 (1月に1回を限度)
退院・退所加算	カンファレンス参加無	連携1回	お客様が医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用するにあたり、介護支援専門員が医療機関等の職員と面談を行い、お客様に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院または入所期間中につき1回を限度)
	カンファレンス参加無	連携2回	
	カンファレンス参加有	連携1回	
	カンファレンス参加有	連携2回	
	カンファレンス参加有	連携3回	
通院時情報連携加算		570円/月	お客様が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,280円/回	病院または診療所の求めにより、医師または看護師等と共にお客様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合 (1月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算		4,560円/月	医師が一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断された (終末期) お客様が対象。  ①24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。 ②お客様またはそのご家族の同意を得た上で、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上お客様の居宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、お客様の状態やサービス変更の必要性等を把握し、お客様への支援を実施する。 ③訪問により把握したお客様の心身の状況などの情報を記録し、主治の医師等および居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供する。
特定事業所加算 (I)		5,916円/月	質の高いケアマネジメントを実施する事業所を評価するものであり、専門性の高い人材を確保して事業所の体制を整えていること、実際に支援困難なケースや中重度者の対応をしているなど、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
特定事業所加算 (II)		4,799円/月	(一部抜粋) 加算 (I) 常勤主任介護支援専門員2名以上、常勤介護支援専門員3名以上算定日が属する月のお客様の総数のうち、要介護3~5である者の占める割合が100分の40 (40%) 以上であること
特定事業所加算 (III)		3,682円/月	加算 (II) 常勤主任介護支援専門員1名以上、常勤介護支援専門員3名以上 加算 (III) 常勤主任介護支援専門員1名以上、常勤介護支援専門員2名以上
特定事業所医療介護連携加算		1,425円/月	特定事業所加算 I ~ III のいずれかを取得している事業所が、前々年度3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること、および退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携回数が35回以上の場合

## 3. 減算

減算の種類	金額	要件等
特定事業所集中減算	200単位/月の減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
同一建物減算	所定単位数の95%を算定	①事業所と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物または事業所と同一の建物に居住するお客様 ②1月当たりのお客様が同一の建物に20人以上居住する建物に居住するお客様

## 重要事項説明書 別添

当事業所の居宅介護支援における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス利用割合は以下の通りです。

【令和7年後期：令和7年9月1日から令和8年2月28日まで】

①居宅介護支援における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種類	割合
訪問介護	36%
通所介護	43%
地域密着型通所介護	9%
福祉用具貸与	75%

②居宅介護支援における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスについて、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス種類	事業所名と割合		
訪問介護	大泉訪問介護事業所 35%	ケアワーカー緑ヶ丘 7%	ケアリッツ南大泉 6%
通所介護	大泉デイサービス 32%	らいおんハート練馬 14%	東大泉デイサービス 6%
地域密着型通所介護	かたくりの里大泉 15%	金のまり 13%	やまのや大泉 10%
福祉用具貸与	シルバーホクソン 25%	東基 11%	フロンティア練馬 9%

説明者

大泉居宅介護支援事業所 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

説明日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

お客様 氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 氏 名 \_\_\_\_\_

(お客様との関係 \_\_\_\_\_)